H21・４・13（月）

Gプロ　民法班

**〈一元的構成説について〉**

**・・・メリット・・・**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 動機の錯誤とその他の錯誤の区別が難しい。したがって、区別をしなくてもいい一元的構成説を採ることによって、より多くの人を助けることができる。 |
|  | 判例上、動機の錯誤こそが問題の主要な部分を成している。 |
|  | 取引の安全を害するというが、それはその他の錯誤においても同じこと。 |
|  | 動機の錯誤を考慮しても、意思表示が無効とされるためには様々な要件を必要とする。 |
|  | 広く表意者側の保護が可能となる。 |
|  | 意思が尊重されやすくなる。 |

**・・・納得のいかないところ・・・**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 相手方の保護が薄くなる。（表意者の過失によって、相手方が不利益をこうむるのはおかしいと考える。） |
|  | 意思を尊重しすぎているように思われる。 |

**〈私見〉**

もしも私が、動機の錯誤をしていた場合、もしかしたら、無効を主張したくなるかもしれない。しかし実際には、大きな額の買い物はしないし、また、無効主張したくなるような買い物もしていない。無効を主張したいと考えるのは、やはり、大きな額の買い物をした時だと考えられる。通常、一度買った物が考えていた物と異なっていた場合、返品を考える。そして、殆どの店では払い戻しをしてくれるだろう。しかし、契約書に返品はだめだ、と書かれている場合もある。そのような場合、後悔しないように買い物すべきなのは表意者ではないだろうか？返品するにしても、相手側にとっては表意者の錯誤など関係のないことだし、なにより手間隙がかかる。もしも大きくて貴重な商品ならば、わざわざ手配したり、配達しているかもしれない。そして、買い手を見つけて喜んでいたにもかかわらず、「動機の錯誤でした－。」などと言われたら、私が相手側ならば慰謝料請求したくなってくるに違いない。

もしかしたら、動機の錯誤とそれ以外の錯誤にたいした違いはないのかもしれない。しかし、私に言わせてみれば、動機となる部分に錯誤がありました～、と言われるのと、表示する際に違うことを誤って言ってしまいました、とでは大きな違いがあるように思われる。また、動機に錯誤があるかどうかなんて、本人にさえわからないのに、ましてや赤の他人が知るわけもない。それにも関わらず、表意者の錯誤について相手方の過失を求めるのは筋違いだと考える。動機の錯誤は、表意者の過失以外の何物でもない。したがって、私は、一元的構成説の立場に反対である。

散々ここまで酷く一元的構成説について非難してきましたが、正しく一元的構成説を理解している訳ではありません。だから、何か間違っているようなところがあれば教えてもらえると非常にありがたいです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川